

## 第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和8年5月25日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の終了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により公告いたします。

令和8年4月22日

東京都千代田区大手町一丁目7番2号

株式会社サンケイビル

代表取締役 飯 島 一 暢